

Title	果樹栽培農家における相續の實態と考え方(一): 長野縣小布施町における調査の報告とその教えるもの
Sub Title	The survey of actual practices of succession among fruit-growers in Obuse-machi (a village of Nagano Prefecture) (1)
Author	宮崎, 俊行(Miyazaki, Toshiyuki)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1957
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.30, No.8 (1957. 8) ,p.32- 60
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19570815-0032

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

果樹栽培農家における相續の實態と考え方(一)

——長野縣小布施町における調査の報告とその教えるもの——

宮 崎 俊 行

まえがき

の各農家別報告……以上本號

一 この調査の目標と調査地區の選定

五 相續の形態に對する調査(第一調査)の總括……以下次號

二 調査地區の概況

六 相續制度に關する意見の調査(第二調査)の總括

三 調査の實施

七 この調査の教えるもの

四 相續の形態に對する調査(第一調査)

あとがき

ま え が き

私はさきに『農家相續制度の進路』(法學研究二八卷五號)と題した論文において、農業經營を維持發展させながら、各共同相續人に平等の利益を得させるために、考えるべき、第一の方法は、生前贈與、生前分與の徹底である旨を論じて來た(前掲拙稿中、特に七一―二頁、七四―六頁)。

この結論は現在でも勿論正當と信じている。ところが、前掲論文の執筆に際して、私は農家相續の實態及び農民の考え方に對する、私自身の調査の經驗を持たず、ただ先進諸學者の調査結果の報告を利用させてもらつていただけであつた。その

ために、極めて嚴格に事を論ずるとすると、前記の私の結論は、實は結論といふべきものではなくて、一つの假説といふべきものであつた。そこで、私は自分自身の實態調査によつて、私の立てた假説の正當なることを實證する責任を感じていたのである。又そもそも、他の學者のやつた實態調査の報告を眞に理解し、活用するためには、それを讀む者の方でも、實態調査の一應の經驗がなければいけないのではないか、ということも考えられた(そして、この點は、本論で報告する調査の一つの收穫として正にその通りであると、しみじみと感じた)。

右のような次第で、私は、今泉孝太郎教授の懇切なる御指導の下に農家相續の實態ならびに農民の考え方の調査を行つたのであるが、その結果は大體、前掲論文で主張した假説がまとはずれではなかつたことが實證されたほか、農家の家庭生活一般に關する諸問題や、實態調査方法論上の點についても、いろいろな收穫を得たので、本論を執筆することになつたのである。

一 この調査の目標と調査地區の選定

私がこの調査によつて實證しようとした假説は、「商品性の高い作物を栽培し、現金収入の程度の高い農村においては、被相續人死亡の際に、遺産の分割(現物乃至價格での)はないにしても、生前贈與、生前分與の方法によつて、各共同相續人は、ほぼ平等な利益をうけており、従つて、結果においては、共同相續して遺産の分割を受けたのと、大差のない状態になつてゐるであらう」という事であつた。

何故に、右の假説の正當性を實證する必要があつたかという点、私は前掲論文で明らかにしたように、農家の相續について、各共同相續人間の平等と農業經營の維持發展との二つの要求を満たす方法としては、生前贈與、生前分與を第一に考えるべきこと、並びにあらゆる制度はそれを實行することが可能であり、かつできるだけそれが便宜であることを要求される

こと、を主張する。従つて、私自身の立場として私が、生前分與方式を、更に強く自信を以て主張するについては、この方式が、實行可能でありかつ相當に便宜である、ということについて、實證的な研究によつて裏づけをすることがぜひ必要となるわけである。そこで、生前分與が、最も實行されやすいような地盤をもっていると考えられる農村において、はたして、實際に、どの程度生前分與が行われているかを調査しようと計畫した。生前分與が最も實行されやすいだろうと考えられる地盤としては、いろいろのものが考えられるが、何といつても、その最大なるもの、農業による収益が大であることであり（經濟上の地盤）、そのほか文化教育程度が高く、個人平等の思想が、すくなくとも農村としては高いこと（精神上の地盤）であろう。このような地盤をもつ地域としては、いろいろな地域が存するわけであるが、しかし、調査が成功するためには、ただ單に、ある地區が、客觀的に見て調査に適する（客觀的適性）だけでは不十分であり、それと同時に、その地區全體に關するできるだけ正確な知識——もつとはつきり言えば、都會的なセンスを持つと同時に、その地區の事情をありのままに知っている人からの知識——を調査する者もち得るとともに、その調査の意圖をありのままに、その地區の住民に傳え、心からの協力を求めるためのルートがある、ということ（いわば主觀的適性）が必要であらう、と考へた。具體的に、このような知識をさずけてくれたりルートをつけてくれたりする者としては、一般的に、その地方或いは他の農村若しくは都會に生まれ、大都會で修學し、現在、すでに數年にわたり、その地方で、仕事に従事している、教師、醫師、吏員等が考えられるわけであるが、この調査においては、調査地區の診療所に既に數年にわたつて勤務している、友人の醫師が、この役目をひきうけてくれたのである。

かくして、調査地區は、信州リンゴの産地として發展している、長野縣上高井郡小布施町（昭和二九年一月合併前の小布施町及び都住村）と選定することができた。

二 調査地區の概況

調査地區の概況として、ここに記した事實を知るために、利用された資料は、(1)小布施町勢要覽(昭和三〇年版、小布施町役場編)、(2)筆者の依頼に對する小布施町役場農務課長よりの報告(昭和三一年二月)、(3)町長の談話、(4)某町會議員(農業、元青年學校教員で、筆者の今回の調査について、極めて熱心な協力をしてくれた方)の談話、(5)診療所醫師である前記友人の談話、等である。それらの各資料の間では、大きな相違はみられなかつたが、統計の細部の數字その他末節な部分で若干の相違がある場合もあつた。この場合には筆者の判斷で、適當に選擇して、總括した。

(一) 位置、面積、氣象、地勢

(A)位置 長野市の東北方十數軒、善光寺平の東北の端にある。交通の便は、國鐵長野驛より長野電鐵(長野、湯田中又は木島間)にて約四〇分小布施驛又は都住驛下車。

(B)面積 行政區劃としての小布施町は、總面積約二〇平方軒、東西、南北ともに約六軒。

(C)氣象 過去數年間の平均概數で、最高氣溫約三七度、最低氣溫約零下一六度、平均約一三度、降水量約一二〇〇ミリ、初降雪一月中旬、終降雪三月下旬、最深積雪三十數センチ乃至四十數センチ。

(D)地勢 東南が高く、西北に低い、扇狀地の上に發達した集落である。南方須坂市との境界をなし、西方で千曲川と合流し、この扇狀地を作つたところの松川の性質が、この扇狀地の農業の性格を決定する重要なものである。といふのは、この河水は、その水源地方に鐵山が存するため、非常に鐵分が多く、川床の石は全部褐色を呈し、魚類は棲息しない。しかし、この河水が、この地區を南北に灌流するため、土壤は強い酸性となり(松川より分岐して、町を南北に流れるたくさんの小川も、すべてその川床の石は褐色である)、従つて普通の農作物(稻、麥など)を栽培するに適さず、本町の北方低地もそのため、

充分に水田として利用することができなかつたのである(ごく最近、この地方の水田へ千曲川より揚水するとともに土地改良が行われ、現在では豊穰な水田となつている)。このように普通作物農業のための自然の悪條件を逆に利用して來たのが本町農業の特色なのである。

(二) 農業の歴史と現況

前記の如き、普通作物栽培に不適當な土壤を逆に利用して、本地區の特産をなしていたものは、栗と繭絲であつた。栗は徳川時代すでに特産品として名高くなつていたようであるが、今次大戦中及び戦後の食糧難の際、殆んど伐倒され、現在では約四町歩ほどの栗林をのこすのみとなつている(それでも獨特の栗羊羹及び栗落雁は、現在でも名物である)。養蠶の方は、昭和の初年より繭絲價格が暴落し、それまでの養蠶中心の農業經營の一大轉換が餘儀なくされたのであるが、その轉換の方向が、桑をやめて、その代りにリンゴを植えるということであつた。その結果、現在では約三〇〇町歩に近いリンゴ園ができ、單位面積當り、水稻に比して、三倍乃至五倍の収益をあげているのである。

現在この地區の主要作物の、作付面積、反當収入は、第一表の如くである。本表において、リンゴ畑二八六町歩とは、成木のみで未成木は含まれていないようであるから、未成木も含めれば、おそらくリンゴが作付面積でも第一位となる。又同町の農家戸數が、専業と兼業を合せて一、三四四戸であるので、一戸平均リンゴ成木二・一反を有する計算になる。主食は全町を平均して自給している程度である(水田反當收量平均二石五斗)。牛蒡はリンゴ以外の作物のうちでは、収益の多いものであるが、主として、千曲川沿岸の沖積地に栽培され、リンゴと同様、東京、關西に出荷されている。

家畜頭數についてみると、役牛三六二頭、乳牛九九頭、緬羊二〇三頭、山羊二四九頭、兔四一六頭、豚八七頭、馬五頭、鶏三、六七〇羽となつている。

現在の農家人口總數八、一一六人、農家總戸數一、三四四戸(うち専業八一六戸、兼業五二八戸)、農家一戸平均人口六人強、

又一戸平均經營面積七反六畝となつてゐる。

現在の經營面積別農家戸数は第二表のようである。本表によると二町歩以上三四戸とあるが、これらの殆んどが三町歩以下であつて、極端に他と比べて大きな經營はないようであるが、村の役などをしてゐるには一町五反程度必要ださうである。

農事用機械としては、農事用電動機一〇七臺、石油發動機七八臺、動力用噴霧機五二二臺、ハンドトラクター（ガーデントラクターを含む）一三一臺とは、昭和二九年八月の統計であるが、現在ほもつと普及してゐるようであり、早朝、あちらの家からも、こちらの家からもガーデントラクターに乗つて畑に行く風景が見られるし、リンゴの消毒（年に十數回に及ぶ）を手押のポンプでやる人は見受けられない。

以上の如くであるが、要するに、現在當地區農業の繁榮をもたらしている主なものは、リンゴ栽培である。そして、同地區農家のうちで、財産が中以上の階層の農家は、リンゴ畑を多く所有し、下層になるほど、リンゴ畑が減じて、水田が多くなる。また最小經營面積も、リンゴなら反當り水田の三倍乃至五倍の収益があるから、三反という話である。そこで一町五反から二町歩を經營する農家で、自家用の米も作らないで、リンゴを多く作るのもあるくらいである。またリンゴを作つて

第一表

作物	作付面積 町	反當收入
		圓 25,000~ 30,000 60,000~ 100,000
水稻	300	25,000~ 30,000
リンゴ	286	60,000~ 100,000
麥類	170	7,000
大豆	150	10,000
馬鈴薯	50	15,000
桑	43	20,000
牛蒡	30	28,000
トマト	10	20,000
西瓜	10	20,000

果樹栽培農家における相續の實態と考へ方

第二表

經營面積別農家數	
反 20以上	戸 34
15~20	109
10~15	273
7~10	222
5~7	220
3~5	207
3未満	279
計 1,344	

いない農家では、いわゆる分家を出すことが不可能であることが、相當はつきりと言へるさうである。

(三) 人口、教育、文化、保健

(A)人口 總人口一〇、四九三人、總世帯數一、八五五、人口密度一平方軒當五四一人。就業者(二四歳以上)數の産業別比率をみると、農業が七七・八%であり、行政區劃上は町といつても、人口の上からみれば農村である。人口の自然増加率は、人口千に付六・五であり、また離婚は、同じく〇・六である(共に昭和二九年)。

(B)教育 中學卒業生の進學率(昭和二九年度)をみると、第三表のようである。通常過程の高等學校への進學率は、四八・一%(男五四・五%、女四二・五%)であり、通常過程と定時制の過程とを合せると、六八・五%(男七八・二%、女五九・九%)となる。以上の如く進學率は相當に高いようであるが、一般の意識として、高等學校へ進學させないで農業の手つだいをさせている子供に對しては、やがて、財産を分けて、いわゆる分家を出すことを約束しているらしいようである。これを逆にいえば、高等學校以上の教育費は、一應分家のための財産分與に代るもののように、考えられているらしいことがわれるのである。

第三表

卒業者			男	女	計
			110人	127人	237人
進 高 等 學 校 者	通 常	普通	19 (17.3%)	36 (28.4%)	55 (23.2%)
		職業	41 (37.3%)	18 (14.2%)	59 (24.9%)
	定 時	普通	1 (0.9%)	5 (3.9%)	6 (2.5%)
		職業	25 (22.7%)	17 (13.4%)	42 (17.7%)
	計		86 (78.2%)	76 (59.9%)	162 (68.5%)

第四表

區分	電燈	新聞	ラジオ	電話	自轉車	疊數
個數	12,496	2,327	1,637	218	2,308	64,925
一當 世帯り	6.6	1.2	0.8	0.1	1.2	3.4

(C) 文化、保健 文化施設としては、公民館(本館一、分館二)、圖書館(圖書冊數八、一〇〇冊、坪數三六坪、一日平均利用者二一・六人)があり、保健施設としては國民健康保險直營診療所(坪數五二・五坪)のほか、一般の開業醫院五軒である(醫師合計八人、醫師一人當り人口一、三五二人)。

町民のいわゆる文化生活に關する統計は、第四表の如くである。また購讀されている日刊新聞の種別は、信濃毎日一、二三四部、産經三〇〇部、朝日一九一部、讀賣一六二部、毎日一五八部、日經一一四部、中學生一八部、スポーツ日本一五部、小學生八部、家庭朝日五部、その他一二二部となつてゐる。従つて、普通の日刊紙だけで計算しても一世帯一部をわずかに上廻る、ことになつてゐるわけである。

町民一般の政治意識について、具體的な問題については調査しにくかつたので、不明であるが、昭和三〇年二月の衆議院議員選舉の投票率は、八八・八%となつてゐる。

(四) 部落の協同生活

部落の協同生活においてみるべきものに、「區」の存在がある。「區」は實質的にみた場合、最小の自治組織であつて、百二、三十軒程度で構成され、任期二年の區長が、一軒一票ずつの選舉によつて選任される。また「區」は、區費というものを所得及び固定資産の額に應じて徴集してゐる。區長は大體昔の莊屋に當るような地位ださうで、町會議員の地位が、『議員には車ひきでもなれる』といわれているのに反して、區長は、資産、人格のある人が選ばれるようになってゐるさうである。この「區」は戦前からあつたものであり(戦前は區長は村會の許可を得て就任した)、現在では、行政區割としての町が、十數區に分かれてゐるようである(舊都住村は四區に分れる)。

(五) 家族生活

(A)結婚 (イ)嫁入り仕度、いわゆる上の階層の場合三〇萬乃至五〇萬、中の階層の場合一五萬乃至二〇萬、下の階層は一五萬以下。大體右のような程度ださうである。(ロ)結納金(離婚の際に返さなければならぬ場合もあるようである)の額は、上の階層三萬乃至五萬、中の階層一萬乃至三萬、下の階層一萬程度であるが、そのほか、男の方より「婿酒」と稱して現金五千圓乃至一萬圓を贈る(これは離婚の際返さない)慣習である。(ハ)結婚式の費用は、披露に招待するお客一人當り、男子の家で、

千圓乃至千二百圓、女子の家で、その約半額程度を要するとの話である。(一)結婚後女子の實家の諸負擔、(1)初生兒の出産は、妻の實家でし、第二子以下の出産は、婚家である。これはある意味では合理性をもっている。というのは特に醫師はもとより助産婦もいらないような隣村へ結婚して女子が行つたような場合など、その地方で、夫の親たちに氣がねをしながら(氣がねをしなければならぬのは、即ちいわゆる封建的だともいえるが、最初の出産をするよりも、實家に歸つてした方が、より安全だという事になるからである。従つて、結婚して大都會に出たときは、この慣行に従わないようである。(2)夫の死亡、病氣、妻の病氣等で、妻に對して、援助を要するに至つた場合、必ずというわけではないけれども、妻の實家でめんどうをみる事が多いようである。場合によつては、妻のみならず夫も、妻の實家でめんどうをみる場合もあるようである。例えば、甲家の男と乙家の女が結婚し、新世帯をもつて生活している場合でも、生活困難となつたとき、乙家で世話をすることが多いようである。理由は、結局乙家の方が世話になりやすい、との話である。(二)嫁入りした娘の實家の財産相續、嫁入りした娘が、それ以後開始した實家の相續(多くの場合被相續人は、實父であろうが)をなし、實際に、遺産分割を要求した例があるか否か。筆者が聞いた範圍では、無いようである。理由は、嫁入りの時、相當の仕度を持たせており、又、婚家において生活が安定している限り、今更ら遺産分割を請求する必要を感じないのだ、との話であつた。

(B)養子縁組 子供を養子にやる場合(男子が多い)は、特別仕度をつけないのに反し、成年者を養子にやるときは(女子が多い)、結婚と同じ程度の仕度を持たせるようである。一般に夫婦養子の必要があるときは、女子を先に縁組させ、次で男子をその婿にむかえる、ことが多いようである。

(C)事實上の隠居 事實上の隠居ということを農業經營管理や、世帯を代表しての會合への出席を、あとりにまかせる、ということだとすれば、それは極めて多い。また中には、その上財産所有名義書換をやるものもあるようである。

(D)遺言 法律上の遺言例は、殆んどないという話であつた。但し、一件だけ、法定相續が開始してしまうと、長男が極め

て放蕩なためその妻や、子供に大變不利であるので、その妻や子（遺言者の孫）に、遺贈する旨の、公正證書による遺言の例があることを、たまたま知ることができた。おそらく、この例のような場合以外は、法律上の遺言はないものとみてよからう。法律上の正規の方式によらない遺言もすくないとの話である。

三 調査の實施

本地區において筆者がなし得た調査は、大別すると二種類となる。即ち、一つは、民法改正後なるべく現在に近い時期に開始した相續が、現實の問題として、どのような形でなされたか（相續の事實）に關する調査であり（以下第一調査と稱す）、他は、相續を中心として家族生活に關する意見、特に青年層（調査回答者の平均年齢二五歳）の意見（相續に對する意見）の調査である（以下第二調査と稱す）。實は筆者は最初第一の調査だけを目論んだのであるが、その調査によつて、對象となつた人の一人で極めて熱心に協力下さつた方が、自發的に、第二の調査を提案してこられたので、そこで第二の調査が實施できたといふわけである。

(一) 調査實施の基本方針

筆者がこの調査を實施するについては、次の二點に特に注意を拂つた。即ち、(A)從來この種の調査を行う場合、多數の調査員を動員してやつた場合が多かつたようであるが、しかしこの種のやり方では多くの利點がある反面、各調査員によつて面接の態度や事實のうけとり方に相當の誤差が生ずるおそれが大であるので、この調査では、第一の相續の事實の調査において、筆者のほかは一人が參加したのみであつた（筆者はどの農家をも必ず訪問している）。また第二の相續制度に關する意見の調査では、筆者のほかは、同地區の農村青年有志三人が參加したのみであつた。従つて、この調査では、どの農家の事實も意見も、ほぼ同一の條件において、本報告にあらわれているということが言えるわけである。ただししかしその反面、調査戸

數は、費用や、時期等の原因も手つたのであるが、當初の豫定を大分下廻り、第一の相續の事實に關する調査は、總計一〇戸、第二の相續制度に關する意見の調査は、總計二六人にすぎなくなつてしまつたのである。(B)また當然の事ではあるが、調査對象農家の完全に近い協力を絶對の前提とした。そのための具體的方法としては、(イ)調査時期としては、完全な農閑期を選んだ。第一の相續の事實に關する調査は、特に筆者らが各農家を個別訪問して、一戸當りかなりの時間をかけて行う必要があるため、とりわけ完全な農閑期に行うのでなければ、農家の充分な協力は期待できず、従つて調査の結論も、あまり信賴のおけないものとなるおそれが大である。そこでこの調査時期としては、昭和三十一年一月下旬から三月上旬までを選んだのである。右の期間中、前後四回それぞれ數日ずつ調査を實施した。第二の相續制度に關する意見の調査は、その對象者が青年層であり、また質問紙を示して解答を求める方法によつたので、第一の調査に比すれば、短時間ですむこと、この調査に協力してくれた調査地區の青年有志三人の都合によつて、昭和三二年四月に行つたのである。(ロ)この調査の主旨を對象農家に充分理解してもらうため、本調査に先立つ豫備工作を相當に慎重に行つた。幸にして町長、有力町會議員、町役場幹部等諸氏の充分の理解が得られたので、個々の對象農家を訪問した際いずれも、充分協力的であつた。一般にこの調査の主旨について、思わぬ疑いを持たれたり、或いは、あまりめんどうだという感想を持たせたりしないために、筆者は税金關係については、こちらから質問しない建前としていたが、中には、自發的に税金關係の書類をみせてくれた農家もあつたほどである。

(二) 調査對象農家の選定

この選定方法についてはいろいろな意見が存するようであるが、この調査では、第一の調査においてはまず町役場の戸籍係に、原則として、昭和二九年及び三〇年中に相續が開始した農家で、相續人たる資格のある者が複數なものを書出してもらい、次にそれを國民健康保険直營診療所の醫師である友人と、協力してくれた町會議員一名と私とで、適當に削除したり

追加したりした。第二の調査では、この調査に、協力してくれた、この地区の青年三人に、対象者の選擇をまかせた。右のような方法は、當然批判もあると思うが、しかし、今回の經驗からみると選定に關與する調査地区の人が、相當の學識があり、充分調査の目的を理解している限り適當な方法であると考ええる。

(三) 本調査の實施

第一の調査の本調査として、各調査対象農家を訪問する以前に、筆者の書いたこの調査の主旨を説明した手紙を、役場を通じて配付しておき、それで大體豫告しておいた日に、調査を行つた。相續一件につき農業經營後繼者と、それ以外の者と、二名訪問する建前としていたが、結果としては、期間と、距離との關係で、農業後繼者しか訪問できなかったものが多く残念であつた。聽取りの方法としては、後に示す、第一の調査の被相續人別の報告にみられるような事項を、適當に質問し、解答をメモする方法をとり、特別な質問用紙は使用しなかつた。

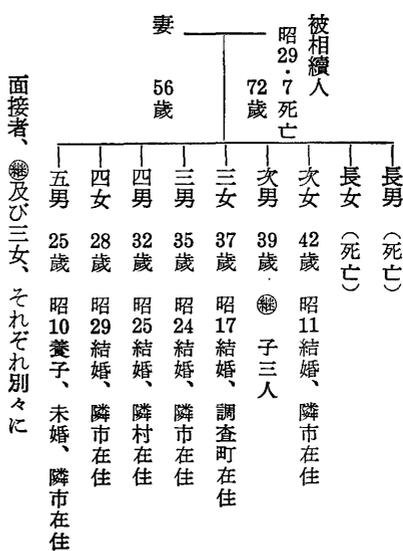
第二の調査は、後に示す如き事項を記載した質問用紙を示し、解答に従つて該當欄に記入し、又まとまつた發言は、別紙にメモして行く方法によつたのである。

四 相續の形態に對する調査(第一調査)の各農家別報告

次に第一調査の結果明らかとなつた、各被相續人別の調査報告を掲げる。この中で^①とあるのは、農業經營の後繼者、即ち、いわゆるあととりの意味である。また年齢は被相續人死亡時の年齢であり、「小布施1」……「小布施10」というのは、整理の都合上の番號である。

〔小布施1〕

果樹栽培農家における相續の實態と考へ方



(一) 家の財産

リンゴ畑八反、水田六反、普通畑(未成リンゴ畑を含め)七反、合計二町一反の田畑を有するが、そのうちリンゴ畑は全部 $\textcircled{\bullet}$ の所有名義、家屋と水田と普通畑の一部は、被相続人の妻の名義となっており、また水田と住宅と宅地は被相続人の先代の名義となっていたという。結局普通畑の約六割程度の部分のみが被相続人名義の財産であった。以上の如く $\textcircled{\bullet}$ 名義の財産が多い原因は、戦前から農地を交換分合し、リンゴ畑を一ヵ所に集中してきたが——リンゴ畑は努力、施設の関係で特に、それが分散してあることは工合が悪いようである——その際 $\textcircled{\bullet}$ 名義としたことによる。

(二) 相続開始前の事情

三男及び四男は、いずれも舊制中學卒業で相應の仕度をもつて婿養子に行つてゐる。五男は五歳で養子に行つたが、その際、特別な仕度ほもたない。信州大學卒業で某一流會社勤務。三女の言によれば、三女以外は全部舊制中學卒業とのこと。

(三) 相続の實情

●と妻と五男で共同相続し、他はすべて法律上の放棄をした。五男が放棄をしなかつたのは、彼は子供のとき養子に行つたが、その際何も仕度をしてもらわなかつた——前述の如く未成年者を養子にやるときは、特に仕度をつけないのが、この地方では普通なのである——ことと、また養子縁組後、養家に實子が出生し（おそらく、そのために養父の財産の大部分は、この實子が取得する豫定なのである）、更に、養家が東京で戦災にあつてゐる等のため、結婚の際に、實家の側でめんどうをみるのであるが、そのための財産として、彼の取分をのこしたといつてゐる。但し、具體的に特別の不動産の名義をうつすことはせず、計算上、彼の取分が含まれてゐるということにしてあるだけである。三男と四男は、婿養子に行くとき、女子の嫁入りと同じように仕度をしてやつたし（●の言）、また養家の財産を相続するのだから（三女の言）、放棄し、次女、三女、四女は、それぞれ、婚家で不足なくくらししてゐる（三女の言）、ので特別に財産の必要を感じず、放棄したという。但し、三女は、「他のきょうだいは全部中學（舊制）を卒業してゐるのに、自分だけはそうでないので、多少不公平は感じる」が、現在の生活に不自由はないし、また母のめんどうをみる●のためにやはり放棄したという。●としては、きょうだいのうちの誰でも困つていれば、その者が相続したかどうかにかかわらず、當然めんどうをみるといつてゐる。

また結婚、養子縁組などの際の仕度については、戦前、戦後を通じて、その家の地位からみて、不當にすくないのはまず無く、むしろ最近では多く持たせてゐる。よく一回結婚すれば三年分——のたくわえが必要という意味か——といい、このうちの場合でも、もし全部のきょうだいで相続すれば、それぞれ有するであろう相続程度のもは、養子縁組や嫁入りときに持たせてゐるといつてゐた（以上は●の言）、また三女の話によれば、結婚までの二、三年間にそろえる仕度は數十萬になるであろうという。

例 相続法その他に對する意見

妻の相続權については、●、三女ともに肯定してゐる。即ち、●でも、建前としてはよいことだ、といい、三女は、家庭圓滿でないときなど、特に妻の取分は必要である、長男の嫁とおりの合ひの悪い時など妻（母）が、所有權だけでも留保する必要がある、といつてゐた。相続税については、經營の擔當者が變るだけなのに、税金をとられるとは、おかしなことに思う（●の言）、といふのである。

〔小布施2〕

果樹栽培農家における相続の實態と考え方



面接者、(被相続人の妻が同居)

(一) 家の財産

リンゴ畑(成木)三反、リンゴ畑(未成木)〇・七反、水田五反、桑畑一・五反、雑木林四反。住宅及び宅地を有するが、被相続人は婿に入つた者なので、彼名義の財産はすくなく、従つて今回も相続税は課せられなかつた。

(二) 相続開始前の事情

被相続人は、農業委員を一期した。

次男は滿洲開拓團に入團したが、昭和二十一年七月、滿洲で死亡した。三男は、隣村の某製造所に勤務している。長女の嫁入りについては、戦事中より被相続人が、その仕度を心配し、物の無い時代であつたが、苦勞して集め、また三男の給料も、この仕度金に入れていた。このように、親、兄弟が長女の仕度について熱心であつたのは、戦時中、長男が軍隊に入り、次男が渡滿した後を、彼女が引受けて農業をやつていたことが大きな原因である。従つて長女の仕度を評價すれば、大體民法の相続分相當乃至はそれにわずか足りない程度であらうという。なお、子の學歷は全員高等小學校卒業。

(三) 相続の實情

形式上は、相続人全員で共同相続をしているが、實質上は(一)の單獨相続のようにもみられるし、また三男も共同相続しているともみられる。というのは、(二)は、現にすべての家の財産を利用しているが、三男が結婚する際には(三)は式の費用を出すのは勿論、宅地と住宅も心配するということになつており、また現在彼が某製造所へ勤務して得る給料は——前述の如く長女の結婚後は——家に入れていない、からである。三男の結婚に際しての(三)の支出を、その時相続財産の分割をするのだ、と考えれば——その時以前に、三男は、農業資産である相続

財産の分割を受けても利用の道がないのであるから——、三男も實質上の共同相続人といえよう。なお長女が、實質上の共同相続人でないことは、彼女の嫁入り仕度の、前述の如き事情から推して明らかであろう。私は、一應、後述する如き④の意識に歩調を合わせて三男を實質上の共同相続人に入れ、また長女をそれからのぞいておくこととする。

(四) 相続法その他に對する意見

均分相続に關しては、結婚なり、分家なりのその時に、その時節として相當な資産をもらつて行つた以上、その上に親が死んだとき更に、すべてのきようだい平等の分け前を主張されるのでは、長男はたまらない、という。これは、我が民法九〇三條、特別受益者に對する相続分の規定の趣旨が徹底していないためであらうが、しかし意識としては、注目してよいであらう。即ち、この意識を別な形で表現すれば、次・三男や姉妹に、分家や嫁入りのとき、なにもやらない以上、親が死んだ時は平等に分けなければならぬ、或いは、親が死んだとき繼だけが相続したいのなら、分家や嫁入りのとき分けてやらなければならない、ということにならう。そしてこの④自身これを實行しているようである。また配偶者相続權については、その趣旨には賛成であるが、しかし、配偶者の相続財産の再相続の場合には、長男（つまりそのめんどうをみた者という意味であらう）の優先權が必要である、という。

〔小布施3〕



面接者、④

果樹栽培農家における相続の實態と考え方

この家は、「小布施²」の家の本家である。即ちこの被相続人の實妹が「小布施²」の家の被相続人の妻である。

(一) 家の財産

リンゴ畑(成木)六反、リンゴ畑(未成木)四反、桑一反、山林五町四反、乳牛一頭、緬羊一頭、住宅(約一六〇坪)及び宅地(約四六〇坪)を有す。登記名義は被相続人及びその先代。

(二) 相続開始前の事情

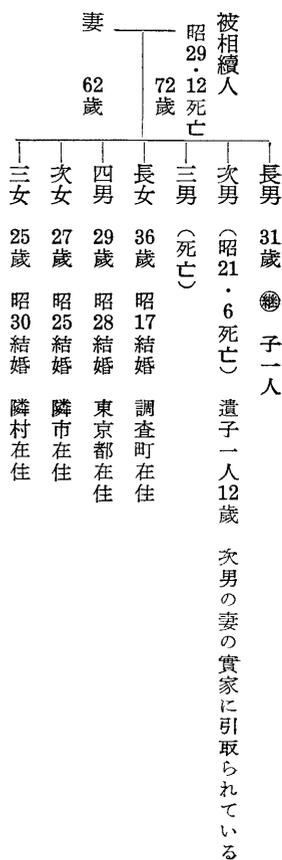
被相続人は、戦前區長を勤めた。姉妹が嫁入りの際に、持参した仕度を評價すれば、法定相続分(約四〇萬圓)の四分の三程度になるのではないかという。學歷はみな舊制中學卒業。

(三) 相続の實情

妻、^①長女、^②四女の四人の共同相続。この四人で共同相続としたのは、相続税の負擔をのがれるためであつて、特別な意味はない。従つて、實質上は^③の單獨相続(乃至たかだか彼と被相続人の妻との共同相続)である。次女を代襲相続する二人の子、と三女は法律上の放棄をしている。

(四) 相続法その他に對する意見

配偶者相続權を建前として肯定しているが、彼女の財産が、全きようだいへ再相続で分散するのは困る、といい、また現實に諸子均分相続は實行不可能という。なお相続税の評價の際(畑、水田の評價額は、自由賣買價額の一乃至二割安であつたという)、消毒用農機具(新品の約半分の價額)から、使いのこりの農藥まで評價された、とこぼしていた。これは或いは彼だけが、何かの事情で特にいじめられたのかも知れないが、いずれにしても、家の財産のすべてが、農業に不可欠なものであつて、しかも一つとして隠匿することの不可能な農家にとつては、同一稅率でも、實質上の負擔割合が、他の者に比して過重となる點に注目すべきである。



面接者、被相続人の妻

(一) 家の財産

リンゴ畑四反、普通畑六反、水田五反、開拓地五反、山林、住宅及び宅地。但し山林の一部は、被相続人の生前より、[㊦]名義。

(二) 相続開始前の事情

被相続人は戦前區長をやつた。

次男は戦時中、土地と山林(三反)を分與され分家したが、その妻と子一人をのこして、昭和二十一年六月死亡した、その子と妻は、妻の實家に引取られている。四男は、東京の大學を卒業し、某官廳勤務、うちでは彼が結婚の際、東京に住宅を建ててやる。三女は、相続開始當時未婚。

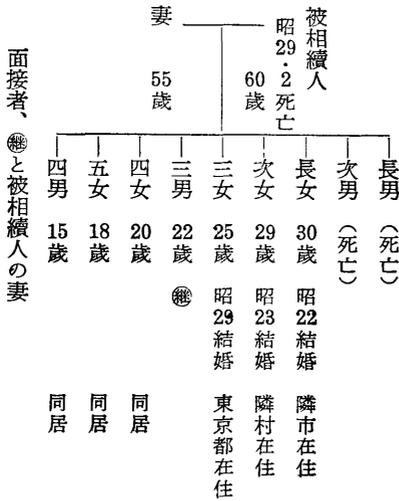
(三) 相続の實情

はじめ[㊦]以外は放棄という話も出たが、次男の遺子の教育費の要求額並びに四男の主張と[㊦]の主張とが一致しないため、結局次のような形で共同相続となつた。即ち(一)次男の遺子に對して、五年間に四〇萬圓の教育費を支出する、但し、次男が分家するとき分與された財産を、[㊦]が買戻し、その買戻し代金を含めての四〇萬である。(二)四男は、すでに結婚の際、住宅を建ててもらつていたので、あらためて財産の分割を受けない。(三)三女(當時未婚)が結婚の際には、四〇萬圓を支出すること、但しこの四〇萬圓の内譯は、一時に現金で二〇萬圓、及び

果樹栽培農家における相続の實態と考え方

數年前からの仕度見積り類二(萬圓とする。(一)すでに當時結婚していた長女と次女は、分割をうけない。(二)被相続人の妻は住宅及び宅地の名義上の分割を受ける。(三)従つて農地は全部(三)が保有し耕作する。右のようなわけであるから、この相続の形態は、(三)があり、しかも、そのほかに三人で共同相続したことになる(もしも、次男の分家の際分與された財産の價格が僅少であり、又、長女、次女の嫁入り仕度が三女のそれに相當する程度だとしたら、六人の共同相続といつてもよいであろう)。これは裕福にして、かつ現金収入の多い農家であつて、はじめて出来る事であろう。その上本件の場合には、次男の代襲相続人が、是非とも教育費を必要とする場合であつたのと、かつ四男の新法に對する智識とが、農家の實情に即した共同相続を結果したとみるべきであろう。

〔小布施5〕



(一) 家の財産

リンゴ畑三・三反、水田四・六反、桑畑一・二反、普通畑若干、宅地(二反)及び住宅(約八〇坪)。但し宅地、住宅は被相続人の先代

名義、他は被相続人名義。

(二) 相續開始前の事情

被相続人は戦後選舉管理委員をやつた。

相續人の學歴は、すべて高校(舊中學)卒業または在學。

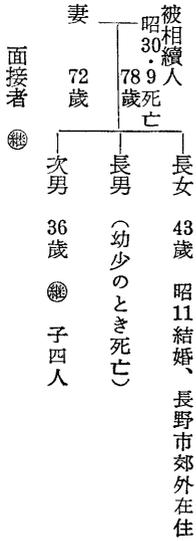
(三) 相續の實情

●と妻と四男の共同相續、他の者は法律上の放棄をした。遺産分割はなされてない。嫁入りの際の仕度等を評價すると、高校までの教育費を算入しなくても、民法の法定相續分程度にはなるであろうとの話である。

(四) 相續法その他に對する意見

●は非常に聰明な人で、新民法の解説書も讀んだとのことであるが、配偶者相續權については、建前として肯定するのは勿論、その再相續の場合も、法律上の建前としては、諸子平等で差支えなく、ただ財産類その他の事情のいかんによつては、きょうだい間の話合で具體的に妥當な分割をすればよいという。また民法九〇三條の特別受益分として、高校までの學費は算入すべきでないし、更に國家の保障が完備した上では、いわゆる本家のあととりとして、分家のめんどうをみる必要なき旨を述べている。

〔小布施6〕



(一) 家の財産

果樹栽培農家における相續の實態と考え方

リンゴ畑(成木)三・二反、リンゴ畑(未成木)一・三反、桑畑〇・七反、水田五・二反、普通畑三反、山林二反、計約一町五反、所有名義は被相続人。

(二) 相続開始前の事情

被相続人は戦前、區長及び村會議員をやる。

戦後は、被相続人高齢のため、財産管理は●がやつていた。

(三) 相続の實情

形式上は、三人の共同相続、だが實質上は●の單獨相続。長女の嫁入り先は、その地方で相當の富裕な農家——所有耕地二町のうち一町五反がリンゴ畑——であり、いままら財産分割の必要は全然ないとの話。

(四) 相続法その他に對する意見

配偶者相続権の必要は九九%までなし、という。また嫁に行つた姉妹にも平等の相続権があるのは、特に、その夫が、よくの深いようなとき困ることになるといふ。配偶者相続権をかくも、はつきりと否定する例は、ほかになく——とくに、比較的若い相続人として——その點に注目すべきものがあるので、家族構成の面では何等興味がないケースである(?)にも拘らず本件をかかげたわけである。ただ、しかし考えようによつては、元來一人子であつたという生い立ちが、かえつて、この●に、右のような意識をかもし出したのかも知れない。そう考えれば、逆に興味のあるケースでもあろう。

〔小布施7〕



面接者、㊦の妻及び四男、別々に

(一) 家の財産

リンゴ畑（成木）三反、リンゴ畑（未成木）三反、水田二・五反、住宅及び宅地（二反）を有す。但し被相続人名義のものは、住宅、宅地のほかは若干のみ。相當部分の農地が㊦名義である。その原因は自作農創設の際、㊦名義としたことによる。

(二) 相續開始前の事情

被相続人は、約二〇年も前より病身であつたので、㊦がすでに永い間經營の主任者となつていた。

次男は、分家の際、リンゴ畑一・八反、水田三反、雑穀畑一反、の分與をうけたが、昭和二〇年その妻と三子をのこし死亡した。現在の一家は、分與された財産を耕作し、また長男が中學を卒業し、長野地方へ勤務するようになったので、本家の世話になつていない。

三男は、地方銀行勤務。二五坪の住宅を建てるについて（住宅の建築資金は三男もち）本家の地所四二坪の提供をうけた。

四男は、戦時中滿洲開拓義勇軍として渡滿（當時滿洲での經營規模は八町五反）、戦後、ソ連抑留生活を経て、昭和二年七月歸國し、土地改良區へ勤務するかたわら農業もやつて、自活している。彼の農業の規模は、自分名義の開拓畑一・七反、妻の實家名義の普通畑〇・五反、本家の水田の小作（小作料を拂つて）〇・八反を耕作するといふのである。また現在の住宅買入れの資金は、四男自身で負擔している。子供は三二年度中學卒業を頭に計三人。

五男は、N電鐵會社勤務。結婚の際には式の費用のみ實家負擔、現在の住宅は、自己の資金で購入した。

學歷は、全員高等小學校卒業。

(三) 相續の實情

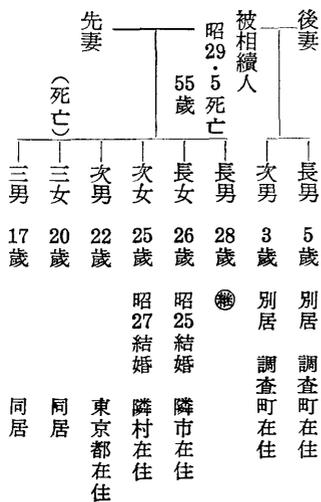
㊦の單獨相續で、他はすべて法律上の放棄をした。被相続人生前の事情からみると、次男以下それぞれ自活はしているものの、樂な生活状態ではないので、或いは遺産分割をめぐる衝突があつたのではないかと、考えられたが、それは無かつたようである。その原因は、(イ)一〇年乃至二〇年前、すでに實質上は、㊦が隱居相續してしまつてゐること、(ロ)最も財産のほしがりそうなのは次男の遺子であるが、その次男が分家の際に、本家の財産額から考えれば、相應なものを分與して——㊦の妻の言では、それを評價すれば、現在の遺産の六等分より多

くはないかという——いること、更にその子も働きに出られる年齢となつたこと、(ハ)何よりも、家の財産の絶対額がすくなく——今回の調査戸數十戸のうちで最低で、一般に、同地方で中の下、乃至下の部類に入る方である——、これを今分けようとすれば、(ニ)が生活できないこと、しかも一方次男以下の側では、樂ではないとしても、とにかく自活して行けること、(三)そのほか、いわゆる兄弟なかが悪くないように感ぜられたこと、等によるものであらう。

(四) 相続法その他に對する意見

(ニ)の妻は、配偶者相続權は建前として必要といひ、また滿洲で農業をやり、ソ連抑留生活の経験者である四男は、兄弟で平等に分けることは無理だし——たしか「有害」という言葉をつかつたように思うが——、配偶者相続權は「無益でも有害でもない」といひ、滿洲やソ連とは、條件が大變ちがうから、日本では、日本のようにするよりほかにしかたがない、とても考へているような感じをうけたのである。

〔小布施8〕



(一) 家の財産

面接者、(ニ)及び被相続人の後妻、別々に

リンゴ畑（成木）五反、リンゴ畑（未成木）三反、普通畑一反、水田四・五反、山林八反、そのほか小作させている水田二・五反、及び住宅、宅地。所有名義は被相続人。

(一) 相續開始前の事情

被相続人は、戦争直後、村長をやつた。

次男は、高校卒で獨身であるが東京にて、自活している。三男は普通高校在學中。

(二) 相續の實情

①と後妻と三男の共同相續で他は、法律上の放棄をした。三人の共同相續にしたのは、これで丁度相續税の免稅點すれすれの相續分となるからだといふ。實質的の分け前は、次の如し。(1)①は全農地を管理する。(2)後妻は、相續開始後、二人の男子をつれ、その中の一子の養母（普通畑三・五反所有）とともに、②と分かれて生活している。しかして、その生活手段は、前記、子の養母所有の三・五反の畑の耕作（耕作の労働を②がやり、その収益は、後妻に與える）と、雜貨・駄菓子店の經營であるが、後妻世帯の實質上の取分は、この無償の②の労働のほか、前記雜貨・駄菓子店の開業資金を、③より分與されていることである。(3)三男は、普通高校在學中であるが、本人の能力次第で④が大學までの學費を負擔する。(4)次男は、法律上放棄しているが、⑤としては、放棄させた以上、結婚の際には、相當のめんどうをみる、といふ。

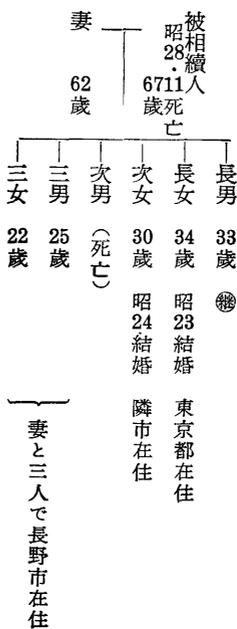
(三) 相續法その他に對する意見

耕作面積に比して現金収入の多い、リンゴ畑の必要を強調する。リンゴ畑をやつてゐるために、法定相續分程度——或いはそれ以上——のものを、嫁入り仕度としてもたせ、或いは教育費に支出し得る、といひ、又、弟たちの將來を考えると、學校卒業後、農業を手傳わせることをせず——今労働力はほしいけれども——、すぐに他に就職させる、といふ。

調査者の、最初の——家族構成を聞いただけの——豫想では、或いは、⑥側と、後妻側との間で、對抗關係があるのではないか、と思つたが、面接後の印象では、特別さういふ感じはしなかつた。⑦の住宅と、後妻の住宅とは、比較的至近距離にあり、現にはじめ⑧宅を訪問した際に、後妻とその子が來ており、また次いで後妻宅を訪問した際にも、⑨に對する不滿のようなものは聞かれなかつた。この環境的、

物質的原因としては、被相続人死亡後、後妻が、自分の子をつれて別居し、かつ、その際が、援助をしている、ということがあげられるであらう。

〔小布施9〕



面接者、

(一) 家の財産

リンゴ畑五・二反、水田六反、桑畑二・三反、普通畑二・五反、住宅及び宅地。

(二) 相続開始前の事情

長女、次女は、大體相続分程度の財産をもらつて嫁入りしている。

三男は、戦時中、舊制中學卒業。

共同相続人間に特別な不和なし。

(三) 相続の實情

●が存在するが、現物で遺産分割している。妻と、三男と、三女が連合して、現物分割を要求し、●がそれに應じて全農地の約2/3をこれら三人に對し分割し、現在の●の經營規模が、次の如くなつたという、まれな例である。即ち、リンゴ畑一反、はず田一反、水田二・

二反、普通畑一・八反、乳牛一頭、住宅及び宅地が、[㊦]の現在の財産であり、農地の面積から見ると、生前の約 $\frac{1}{3}$ に縮小されている。

なお長女、次女は、法律上放棄手續をとつたか否か、不明であるが、いずれにしても現實には、放棄している。

以上の如き、興味ある事例なので、以下において、(a)分割の動機、(b)分割の結果につき記載する。

(a)分割の動機 (イ)三男が、何か商賣でもしたかつたらしく、資本をほしがつたこと、(ロ)被相続人の妻の考が、[㊦]の結婚後變つたこと、(ハ)[㊦]としても、くずくずいわれながら、舊來の自家の長男の務めをはたすよりも、ほしいというものなら、分割してしまつて、めいめい完全に自活させた方がよいという考になつたこと、(ニ)[㊦]として、前記、合計六反の農地の構成が、前記の通りであれば、農業經營が成り立つという自信をもつたこと、(ホ)[㊦]として、名義だけ共同相続として、農地は全部自分が管理して行くと、後にいろいろなめんどうな關係が生ずることをおそれ、むしろ、自分の農業經營が成り立つ以上、キッパリと現物で分ける氣になつたこと。以上のようなことが分割の原因であり、元來、特に家庭不和であつたとか、三男が、特定のイデオロギ的な立場から、分割を主張したというわけではない。

(b)分割の結果、妻と、三男と三女、たち三人で、現物にて約一町の田畑の分割をうけ、それを賣却して、換金した。又[㊦]の經營規模は、前記の如く六反となつたが、注目すべきは、この六反の農地の構成と、利用方法が極めてよいため、分割以前とくらべて、収入が減じている(勿論消費人口が三人減じているのではあるが)、という點である。即ち、六反の中、リンゴ畑一反とはす田一反があること、及び乳牛一頭を有することによつて、減收をまぬがれているようである。リンゴ畑の収益の多いことは一般的であるが、(但し、[㊦]は、作付品種の面で特に頭をつかっているように見うけられた)、はす田は、必要勞力が稻田に比し、すくなくてすむ上——勞力を要する時期も稻田とずれているので更に好都合である——、収益は稻田の約二倍となり、また乳牛は、非常に収益が良好の旨を述べていた。以上の如く収益が減じないので、所有田畑が約 $\frac{1}{3}$ となつても、部落における[㊦]の發言力は、以前と同様であるという。要するに、[㊦]としては現物分割したことによつて、特別な不利益を感じていないようである。

一方分割をうけた三人の側では、換價によつて得た現金を某匿名組合に出資したそうであるが、これが回收不能となり、現在の生活は苦しいような話である。そこで、調査者は[㊦]に對し、もし、彼らが、どうしても生活できなくなり、[㊦]に世話になりたいと言つて來た時はどうしますか、と質問したところ、[㊦]は、母親については、いやだというつもりはない、又、弟妹についても、完全につっぱねるわけには行

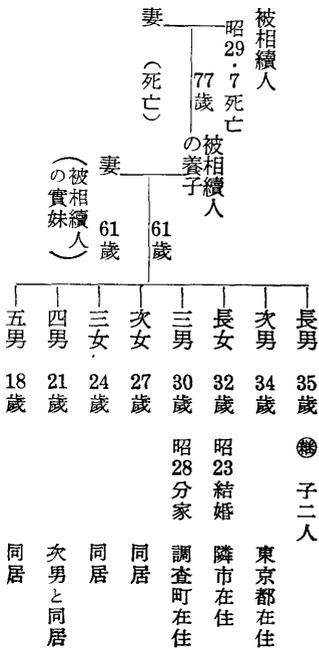
かない、と答えていた。

(四) 相続法その他に對する意見

本件のように、現物分割相続を行わしめた原動力は何かと、質問したところ、改正法律ではなからう、現在分割を要求するような人は、法律が變らなくても、實際問題として、何か分割をうけている、ただ法律は、それを促進するのに力があつただけだろう、との答であつた。また農業經營が成立つ最小の保有面積さえもつていれば、あとは現物で分割しても、差支えないのだから、地域別に、⊙の最小保有面積を限定し——この決定は農業委員會がよい——ておきさえすれば、現在の分割相続の民法で差支えないという。とはいいながらも、うちの場合は、弟に生まれて來た方が、よかつたと思うともらした。

配偶者相續權については、それが實益を發揮するのは、實子の長男の嫁と折合の悪い場合だけであろう、という。なぜなら、もし妻が後妻である場合には、民法改正前から、後妻本人或はその實家が、『血のめぐりが悪くない限り』、夫の財産の一部を、後妻名義に書きかえてゐるから、だという。

〔小布施10〕



面接者、⊙及び三男、別々に

この事例は、實質的にみると、一親等とばして相續が行われた特殊な例である。

(一) 家の財産としては、リンゴ畑五・五反、水田五・五反、桑畑一反、普通畑、その他、計二町三反、住宅、宅地。但しこの中には、[㊦]の名義で買入れたものも若干あるようである。昭和二七年末より被相續人が寢たきりとなり、また二八年春より、被相續人の養子（[㊦]の父）——被相續人との年齢の差一六歳——が半身不随となつた。そこで、その當時、すでに農業経営の主任者であつた[㊦]が、被相續人名義の財産を評價してみると、七、八十萬圓となり、これを被相續人の養子（[㊦]の父）が一人で相續すると、二、三十萬圓の相續税がかかるように思われた。しかも、被相續人の養子自身、すでに半身不随の身であるので、間もなく死亡し、再び相續を開始すれば、わずかの間に相續税の負擔が大變であると考えた。そこで[㊦]は、被相續人名義の財産の大部分を、生前[㊦]名義となおし、また昭和二八年五月、三男が結婚分家する際、農地七反を分與するとともに、本家とほぼ同程度の住宅（約四四坪、贈與税の評価額約五六萬五千圓）を建築して、分與した（この分與は民法が改正されたからなされたわけのものではなく、改正前でもなされたろう、と三男はいう）。そのため、被相續人死亡時における相續財産の評価は、わずかに一〇萬たらずであり、これだけを、被相續人の養子（[㊦]の父）が相續したのである。

以上のような特殊事情のため、本件は、實質的には、被相續人から、[㊦]らきようだが、相續したことになり——土地の言葉で「しんしよう回しは」、被相續人から[㊦]へ——、従つて、ここでは、[㊦]たちきようだが、うちの財産によつて、どのような形で利益をうけているのか、という點を中心としてみて行くことにする。特にこの家は、財産類も多く、被相續人は、戦前、區長、村會議員をやつた家柄であり、そのようないわゆるよい家の、後繼者としての[㊦]が、いかにして、家産を出来るだけ維持しつつ、一方きようだにも不満のないように、また税金攻勢からも家産を保護するように、努力したかのあとをみることに、興味がある。

(二) [㊦]のきようだいの事情

次男は、中學卒業後、昭和二三年當時、數萬の現金をもらつて、東京へ出た。現在、某公社勤務、獨力で住宅、宅地を所有し、獨立している。

三男は、さきにふれたが、昭和一八年舊制農學校卒業、二八年五月結婚式をあげ、二八年二月分家——この數ヶ月間本家でめしを食わせるのが、當地の慣習としく——、その際前記の通り、住宅と、七反の農地（四反水田、三反リンゴ畑）の分與をうけたが、その分家態様

については次の事を注意すべきである。即ち、(イ)二八年度の収入は、(ロ)が取得する一方、二九年度の費用は(ハ)の負擔、(ニ)農機具は、現在でも共用のものあり、(イ)前記住宅と農地に對する贈與税(約一八萬圓)は、(ロ)の負擔、というのである。

長女は既婚、隣市在住。次女、三女は未婚同居、近々結婚の豫定。四男は、東京で次男と同居、勤務先も次男と同様。五男は農業高校卒業で(ロ)と同居。

(三) (ロ)の家産と、きょうだい間の財産分けに關する考

(ロ)は、本家の後繼者としての交際は大變だとはいいつつも、やはり家産特に農地を、三男に分けた以外には、ほかの弟妹に分與する意思はない。しかし次女、三女の結婚に際しては、相當の額の仕度をつけてやるつもりだ、その代り相続權放棄の一札をとるといのである。また五男に對しても、親が死んだ時財産を分けるといつてこなくてもすむようにしてやるという。結局、農地は本家のあととりとして必要なのだ、その代り(むしろだからこそ)弟妹に農地以外のものをやるう、という考えらしい。もつとも一〇萬や二〇萬の現金をやつて、後は、本家として何のめんどうもみないというやり方はよくないので、弟妹はいつでも本家に來られるようにしてやるのが、本家のあととりの義務だといつている。だから、要するにむしろ昔ながらの本家のあととり意識が根本にあつて、弟妹への分與は、本家の財産的基礎を危くしないための豫防線として(弟妹が權利主張をしてくると、本家の財産が分けられるから、あらかじめ分與によつて、それを豫防する)の意味をもつように考へていふように思へる。

(四) 相続法その他に對する意見

以上によつてもうかがわれる如く、この(ロ)は、相続法の改正その他戦後の諸制度に對し相當強い否定意見をもつてゐる。即ち、子供全部で親のめんどうをみる現在の制度は、よくない、というのは、實際問題として他家へ嫁に行つた者は、その義務をつくすことができないのであるが、それでも彼女らは相続權だけは、長男と平等であるというのは非常におかしい、という。その他農地改革、財閥解體、「家」制度の破壊は、日本弱體化の占領政策にすぎないと論ずる。

この(ロ)の主張にも、たしかに一面の眞理はあるようだ。しかしともあれ、上層の家産の多い家の後繼者は、中層の者よりもかえつて、新しい制度に反撥して行くといふ一つの事例といつてもよいであらう。